

人事・労務情報

2010年 10月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

3年以内に卒業した人を採用すると100万円がもらえる助成金

8月の失業率は5.1%（前月比0.1%の低下）ですが、15～24歳の若年層は8.6%の高さです。

この助成金は、就職難に直面する若者の雇用を後押しするために、9月末に新設されました。

大学等を卒業したが、安定した職業にまだ就いていない人を採用した企業は、100万円（期間契約の場合80万円）がもらえます。若年層の採用を考えている企業様には、価値の高い助成金です。

（この助成金は平成24年3月31日までの期限付きです。）

1. 3年以内既卒者採用拡大奨励金（受給額100万円）

□平成20年3月以降に、大学（大学院・短大・高専・専修学校等）を卒業していて・・・

□1年以上継続して、同一の会社で正規雇用された経験が無く・・・

□ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている人を・・・

週30時間以上で期間の定めなく採用すると、その6ヶ月後に100万円がもらえます。

詳細 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp:80/general/seido/josei/kyufukin/c-top.html>

※助成金は、求人誌から応募してきた方は対象となりませんので、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク（飯田橋と六本木にある新設の機関）に求人票を提出する必要があります。

※1企業につき、1回だけの受給となります。

2. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金（受給額80万円）

1の助成金とほとんど同じですが、はじめから正社員として採用せずに、一定期間のトライアル期間（試用期間）を確保して、対象者の属性や能力などをじっくりと判断してから採用したい場合はこちらになります。



【 もらえる金額 】

トライアル雇用期間は3ヶ月 この期間に10万円×3ヶ月＝30万円

トライアル雇用期間経過後に、週30時間以上で期間の定めなく採用すると、その3か月後に50万円がもらえます。（合計で80万円）

（もし、トライアル雇用期間後に採用しなくても30万円はもらえます。）

※上限はなく、採用した人数分だけ受給できます。1の助成金と併せての受給も可能です。

弊所では、ハローワークへの求人票の提出も代行しておりますので、必要があればご一報ください。
（社会保険手続の顧問契約を頂いている企業様は、契約内の業務なので追加料金は発生しません。）

以上